二　独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令　一八　178　一

○財務省、国土交通省

二六　大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令　三　一

○文部科学省

二七　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二九　185　四

二八　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令　三一　187　二〇

二九　学校教育法施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二二

三〇　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二二

○厚生労働省

一〇九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一〇　四

一一〇　保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令　一七　一

一一一　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する省令の一部を改正する省令　一八　六

一一二　労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令　二二　180　一

一一三　労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令　二三　181　一

一一四　中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令　二三　181　六

一一五　医療法施行規則の一部を改正する省令　二五　二

一一六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二五　特70　一

一一七　国民年金法施行規則の一部を改正する省令　二九　二

一一八　言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令　三〇　一

一一九　食品衛生法施行規則の一部を改正する省令　三〇　186　一

一二〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令　三〇　特71　一

一二一　医療法施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二三

一二二　生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二四

○農林水産省

四五　獣医療法施行規則の一部を改正する省令　一　一

四六　外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三　二

四七　植物防疫法施行規則の一部を改正する省令　八　二

四八　農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令　二九　二

○経済産業省

六四　中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令　一　二

六五　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令　一八　178　二

六六　中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二四

六七　中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二五

六八　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二五

六九　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令　三一　187　二五

七〇　ガス事業法施行規則の一部を改正する省令　三一　187　二五

○経済産業省、国土交通省

一　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令　一六　176　一二

○国土交通省

六〇　建設業法施行規則の一部を改正する省令　一五　175　一

六一　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一六　176　二〇

六二　下水道法施行規則の一部を改正する省令　一九　179　六

六三　道路法施行規則の一部を改正する省令　二二　一

六四　船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二三　181　六

○環境省

二四　環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令　二五　二

規則

○人事院

一―三九―五　人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部を改正する人事院規則　三一　一

○公正取引委員会

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則　一二　二

○国家公安委員会

一五　警護要則　二六　三